

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書（7）

令和5年4月21日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛



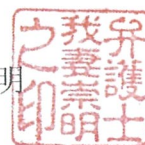
弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村 尚



弁護士 我 妻 崇 明



弁護士 山 城 在 生

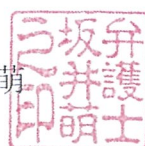


弁護士 三 木 隼 輝



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂 井 萌



上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲159	陳述書	原本	令和5年 3月4日 訴外 [redacted]	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物学的見地から考えられる規制内容、訴外 [redacted] 教授に行われた取調べ状況等 ・参加国はAGで決定された原文を特別な事情がない限り、忠実に国内法に反映させる必要があること ・乙8号証の27に微生物学の専門家である訴外 [redacted] が普段用いない「病原体学」という言葉が用いられていること ・微生物学的見地から、「定置した状態で」とは「機械を分解しないでそのままの状態を」を意味し、「内部を滅菌又は殺菌することができるもの」とは、内部洗浄消毒ができるものを意味すること ・殺菌という言葉は、あくまで菌を殺す行為を指すものであって、「滅菌」と対置される概念はAG原文でdisinfectedと記載されている「消毒」であること ・規制の対象となる「殺菌」とは、薬液により細菌の感染力を失わせることであること ・訴外 [redacted] が [redacted] 刑事に対し殺菌という用語の使い方が誤っていると繰り返し

				<p>伝えたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴外[]が[]刑事に対し、「殺菌の対象とすべき細菌」や噴霧乾燥器の規制の解釈、該当性について述べた事実はないこと ・「乾熱による滅菌・殺菌は蒸気等と同様に、一般的な方法である」と述べた事実はないこと ・訴外[]が大腸菌について「100℃前後の乾熱ですべて殺すことができます」と述べた事実はないこと ・訴外[]が「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。」と述べた事実はないこと
甲160	照会書に対する回答についてと題する書面	原本	令和5年3月16日	<p>訴外[]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が甲148で本件噴霧乾燥器の輸出当時から今日に至るまで有していたと述べた殺菌解釈（甲148別紙）について、C I S T E C 職員の訴外[]ですらその存在を認識していないこと。 ・本件省令の制定後2018年2月ころまでの間、「殺菌をすることができるもの」について、省令制定当時から明確な解釈は示されておらず、あいまいな概念のままであったこと。また、訴外[]ですら明確な解釈を有していなかったこと。 ・2016年5月27日ころ、訴外[]がC I S T E C 発行の輸出管理品目ガイドンス「生物兵器製造関連資機材」の噴霧乾燥器の規制要件に関する記述について該非の線引を追加記載する改訂を行うべく原告島田

					<p>に訂正作業への協力を依頼したこと。及びその背景には、当時とりわけ殺菌について明確な解釈や判断基準がなく、あいまいな概念のままとなっていたことがあり、訴外■■■■は、その機会に明確化しようと考えて訴外島田に協力を仰いだものであること。</p> <p>・上記検討後において現在に至るまでガイダンスの当該記述は改訂されていないこと。及び、この間、日本における滅菌殺菌の解釈及び判断基準として明確なものが定められずに今日に至っていること。</p>
甲161	陳述書	原本	令和5年 4月21日	原告大川原	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における噴霧乾燥器の輸出管理規制の導入とその後の経過 ・本件噴霧乾燥器の構造と粉体が残留する箇所 ・本件噴霧乾燥器内での熱風の流れと温度の上がりづらい箇所 ・任意の取調べの協力と逮捕に至る経緯 ・逮捕・勾留、起訴による精神的苦痛、及び会社への影響等
甲162	陳述書	原本	令和5年 4月21日	原告島田	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における噴霧乾燥器の輸出管理規制の導入とその後の経過 ・本件要件ハの解釈に関する原告島田の認識（「内部の殺菌できるもの」とはCIP機能を備えたものを指すこと） ・■■■■警部補による取調べにおいて、①供述調書があらかじめ作成されていたこと、②供述調書の確認・修正の機会を妨害されたこと、③供述調書の修正依頼を

					<p>拒絶されたこと、④不当な誘導があったこと、及び⑤ ■警部補が不当な発言を行ったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告島田の弁解録取書の作成経緯（修正の求めに応じなかったばかりか、あたかもこれを修正したかのように振る舞う騙し討ちのような手段で捜査機関に有利な供述を取得しようとしたこと等） ・逮捕・勾留、起訴による精神的苦痛
甲163	陳述書	原本	令和5年 4月21 日	原告相嶋■ ■	<ul style="list-style-type: none"> ・亡相嶋の勾留中の体調の悪化と死亡に至る経緯 ・逮捕・勾留、起訴による亡相嶋及び遺族の精神的苦痛

以上